

追 加 議 案 (令和 3 年 3 月 10 日 提出)

議 案 番 号	件 名
議第 37 号	令和 2 年度 人吉市一般会計補正予算（第 18 号）
議第 38 号	令和 2 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）
議第 39 号	令和 2 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
議第 40 号	令和 2 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 8 号）
議第 41 号	人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
議第 42 号	人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定について
議第 43 号	人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例の制定について

議第41号

人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(人吉市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 人吉市国民健康保険条例（昭和35年人吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

(人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年人吉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則中「3月31日」を「6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正及び傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する
条例

人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例（平成22年人吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「16番地」を「82番地1」に改める。

第4条第1項第4号中「（前3号に掲げる者を除く。）」を削る。

第7条第2項、第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

令和2年7月豪雨災害により施設が被災したことに伴い、施設の場所及び使用料の変更を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第43号

人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市長が別に定める制度に基づく融資を受けた事業者、農業者及び林業者の当該融資に係る利子補給金及び信用保証料補給の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月府地創第127号）に基づき国が交付する交付金とする。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条に定める財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により融資を受けた市内中小企業者

等に対する利子補給等の財源に充てる基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、新たに条例を制定するものである。

